

猪名川町 IP 無線機導入事業 に係る仕様書

令和 7 年 1 月
兵庫県川辺郡猪名川町

- 1 契約件名
猪名川町 IP 無線機導入事業業務
- 2 契約期間
令和8年1月7日（予定）～令和8年2月28日
- 3 仕様
 - 1 概要
本仕様書は、猪名川町（以下「甲」という。）に配備する災害対応用携帯型無線機（以下「IP 無線機」という。）導入仕様について必要な事項を定めるものとする。
IP 無線機は、本仕様書に適合するものでなければならない。
 - 2 契約の条件等
 - (1) 物件名
IP 無線機導入及び設定
 - (2) 数量
IP 無線ハンディ機導入：12セット
 - (3) 納入場所
企画総務部総務防災課
 - (4) 納品期限
令和8年2月28日
 - (5) 契約範囲
本仕様書記載のとおりとする。
また受注者（以下「乙」という。）は、本仕様書に掲げる機器の納入、設置・取付、グループ設定及び総合調整・使用方法説明を行うこと。
なお、グループ設定については、乙と協議の上決定すること。
 - (6) 適合規則
本契約の履行にあたっては、電波法の無線設備規則、技術基準適合証明規則に適合し、総務省の指定証明機関による試験に合格した機器であること。
 - (7) 特許等の使用
乙が特許権、その他第三者の権利の対象となるものを使用する場合、その使用に関する責任は乙にあるものとする。
 - (8) 申請及び届出
本仕様書に基づく必要な届出や手続きは、乙の負担において迅速に処理し、業務に支障のないようにしなければならない。
 - (9) 仕様書の解釈
本仕様書に明示なき事項であっても、機器の機能上当然具備するべきものについては、乙においてこれを充足するものとする。また、契約締結後、本仕様書の内容について疑義を生じた場合は、双方において協議の上、解決を図るものとし、一方的な解釈によってはならない。
協議の議事録等はその都度作成して提出し、担当職員の承諾を得るものとする。
 - (10) 技術指導
乙は、甲が円滑な設備運用等を行うため、本設備の運用に必要な取扱方法、設備運用方法について、職員へ操作説明を行うものとする。
 - (11) 情報の保護
乙は、本事業を実施するにあたり機密情報の漏洩を防止すること。また、無線諸元や設備情報などを預かり業務を進めるため、情報資産を適切に運用するよう、乙は ISMS 又はそれに準ずる承認を受けていること。
 - (12) 検収等
外観、機能等の甲が行う検査の合格をもって、納品完了とする。
 - (13) 提出書類
取扱説明書・保証書 1 部（納品完了後）

(14) 保証期間

納入した機器の保証期間は、機器の引渡しの日より 1 年間とする。

当該期間内に生じた障害については、乙の責任において無償で修理するものとするが、以下の場合は、この限りでない。

- ① 甲又は第三者による輸送、移動時の落下・衝撃等の取扱いが適正でないために生じた故障及び損傷。
- ② 甲又は第三者による使用上の誤り・不当な改造・修理による故障及び損傷
- ③ 天災地変等の外部要因に起因する故障及び損傷

4 機器仕様

(1) IP 無線機 (携帯型)

① 一般仕様

- | | |
|-------------|---|
| (a) 無線通信仕様 | 4GLTE 等 |
| (b) 電源 | 3.8V または 7.4V (リチウムイオンバッテリー) |
| (c) 外形寸法 | 150 mm (高さ) × 65 mm (幅) × 40 mm (奥行) 以下であること
(バッテリー装着時、突起物を除く) |
| (d) 重量 | 約 270 g 以下 (バッテリー、アンテナ装着時) |
| (e) 使用可能温度 | -10°C～+55°C の範囲で使用できること |
| (f) 連続運用時間 | 約 14 時間以上 |
| (g) 音声出力 | 0.8W 以上 |
| (h) 防塵・防水性能 | IP67 以上 |

(2) 機能 (音声通信)

① 以下の機能を有すること。

- (a) 個別呼び出し機能
- (b) グループ呼び出し機能
- (c) 一斉呼び出し機能

② 無線機本体にて録音機能を有すること。

(3) その他

- ① 緊急速報メールを受信できること。
- ② GPS ユニットを内蔵していること。
- ③ Bluetooth 機能を有していること。
- ④ 無線機本体に外部スピーカーマイクを装着できること。
- ⑤ 誤操作を防止するための対策としてキーロック機能を有すること。

4 再委託

- 1 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ再委託先及び内容を猪名川町に提示し、その委託先が適当と認められる場合は、この限りではない。
- 2 1 により猪名川町が承認した場合には、承認を得た第三者も受託者としての義務を負うものとし、受託者は、当該第三者にこの義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。
- 3 1 により猪名川町が承認した場合であっても、受託者は猪名川町に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。

5 機密保持

- 1 乙は、本業務の実施に当たって知り得た情報を他に漏らしてはならず、発注者の承諾を得ずに目的外に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。
- 2 受託者は、猪名川町個人情報の保護に関する法律施行条例及び諸法令を遵守し、本業務に関連して取得した個人情報を適切に取り扱うものとする。

6 その他

乙は、甲が円滑な設備運用等を行うため、納品後 24 時間 365 日の受付体制を確保するものとする。

7 特記事項

本仕様書に定めのない事項又は本業務の実施に関し疑義が生じた事項については、猪名川町と受託者が協議して実施方法等を定めるものとする。

8 機器構成

品名	数量
IP 無線機 (アンテナ・ハンドストラップ・ ベルトクリップ付属)	1 2
リチウムイオンバッテリー	1 2
急速充電器	1 2
AC アダプター (連結用)	1 2
保護ケースもしくはカバー	1 2